

環境部

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 監査対象 | 環境部 |
| 3 事前調査期間 | 平成20年7月28日から平成20年8月11日まで |
| 4 監査期間 | 平成20年8月26日から平成20年8月27日まで |
| 5 監査対象年度 | 平成19年度 |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等 |
| 7 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。 |

第2 監査対象の概要

環境部2課等（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（平成20年7月1日現在）は、次のとおりである。

【環境保全課・環境学習センター】

環境保全に係る企画・連絡調整、環境計画、公害防止計画、環境保全審議会、環境マネジメントシステム（YES）、鳥獣飼養の許可、鳥獣保護、温泉の利用、特定建築物の環境衛生、専用水道等に係る監視・調査・指導、国際環境技術移転研究センターとの連絡、公害防止協定、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭に係る規制・監視・調査及び指導、遊泳用プールに係る監視・調査及び指導、公害健康被害者の補償給付、公害保健福祉事業、健康被害予防事業、公害健康被害者みたく保養所、環境学習センターの運営、市民・環境保全活動団体等の交流及び活動の支援、環境学習に関する調査研究に関する業務等を所掌する。（職員27名、再任用職員1名、嘱託職員2名）

【生活環境課・北部清掃事業所・南部清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃工場・楠衛生センター・北大谷斎場】

清掃衛生施策の企画・調整、廃棄物の処理及び清掃に係る処理手数料等の調定・徴収、し尿処理事業に係る計画・指導及び調査統計、し尿処理施設の使用許可、犬の登録・狂犬病予防注射等、清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃工場・北大谷斎場・墓地・火葬場、し尿処理施設に関する業務、ごみのリサイクル・減量化、ごみ処理事業に係る計画・指導及び調査統計、不法投棄対策、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分量の許可に関する業務等を所掌する。

（職員119名、再任用職員9人、嘱託職員2名）

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として、旅費の執行状況、時間外勤務の状況、原課契約工事の施工状況、負担金支出団体の決算状況及び業務棚卸表について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。

今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

<各課共通事項>

(1) 支出事務について

請求書等に日付の漏れているものが見受けられた。特に、請求日は支払いの基準日となるので、今後、日付が記載された請求書等を徴するよう注意すること。 【注意事項】

上記対象課～【環境保全課・環境学習センター】【生活環境課】

<各課個別事項>

【環境保全課・環境学習センター】

(1) 現金等の管理について

鳥獣飼養許可手数料の収納金は現金出納簿により管理されているが、所属長の確認がなされていないので、定期的に所属長の確認を受ける等適正な管理をするよう注意すること。

また、駐車券や切手の管理についても同様に定期的に所属長の確認を受けること。

なお、郵便切手受払簿については、平成18年4月に四日市市文書取扱規程の様式の改定がなされているので、新しい様式で適正に管理するよう注意すること。 【注意事項】

(2) 公有財産の管理について

県から譲与された楠測定局にかかる工作物が工作物台帳に登載されていなかったため、直ちに登載すること。また、定期的に現物と台帳を照合するなど公有財産の適正な管理に改めること。

【是正改善事項】

(3) 備品の管理について

備品台帳の管理について、所管する備品の保管場所が広範囲に存在するので、台帳管理上備品の所在を明らかにするため、設置場所を入力すること。また、既に廃棄されているものは、不用品処分書により棄却処分するなど適正な備品管理に改めること。 【是正改善事項】

【生活環境課・北部清掃事業所・南部清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃工場・楠衛生センター・北大谷斎場】

(1) 備品管理について

今後、使用する見込みのない物品等については他の課への保管転換又は廃棄処分を行い、適正に管理すること。 【是正改善事項】

2 所 見

< 各課共通事項 >

(1) 負担金について

会費収入と比較して多額の繰越金を計上している協議会に対する負担金については、次年度から負担金の軽減の措置などを働きかけるよう要望する。 【努力要望事項】

上記対象課～【部内全所属】

< 各課個別事項 >

【環境保全課・環境学習センター】

(1) 補助金の交付について

低公害車等普及事業費補助金については、過去3か年において補助金を交付した実績はない。当該補助金の必要性について検討すること。 【検討事項】

(2) 事務分掌について

公害健康被害者の自立、生活を支援する業務として市内全ての3歳児までを対象としている「アレルギー健診」を実施しているが、当業務は健康部と重複すると認められるため、業務分担について検討すること。 【検討事項】

(3) 体制、組織の見直しについて

最近、企業活動による環境に関する問題が発生しているが、環境保全に対する事前の監視、指導の強化に努めること。また、公害を体験した環境都市・四日市市として、柱になる環境保全に関する方針の策定や先進的な環境保全活動の展開ができる体制・組織の見直しを要望する。

【努力要望事項】

(4) 時間外勤務の縮減と労務管理の徹底について

時間外勤務については、年間360時間を超える職員が見受けられる。業務の見直し、応援体制の構築などに取り組み、時間外勤務の縮減に努めること。併せて、職員の健康面に配慮した労務管理の徹底に努めること。 【努力要望事項】

(5) 物品等の管理体制について

物品・金銭・契約の管理などの庶務・経理事務は、基本の業務であるので、その重要性を再認識し、課内の意思疎通と職員の資質向上を図り、牽制のシステムを構築して効率的な業務遂行体制の確立に努めること。 【努力要望事項】

【生活環境課・北部清掃事業所・南部清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃工場・楠衛生センター・北大谷斎場】

(1) 委託契約について

委託契約について、毎年同額で契約するものや単独で随意契約するものが見受けられる。真に随意契約が必要な場合を除き、経済性、競争性の観点から、2者以上から見積書をとるなど、常にコスト意識をもって適正な契約事務の執行に努めること。

また、契約にあたっては、作業内容や作業人員など委託する業務内容や不用な業務が発生していないのかを精査して、外部委託の効果を検討のうえ、契約金額を抑える努力をすること。

【努力要望事項】

(2) 不法投棄対策について

不法投棄は、生活環境や自然環境を守り、快適な市民生活を享受するうえであってはならない行為であり、市民の関心が高い事案でもあるので、日常生活における環境浄化活動も含め、不法投棄対策を充実するよう努力すること。 【努力要望事項】

(3) 指定管理者制度の導入について

北大谷斎場の管理については外部委託にとどまっているが、指定管理者制度に早期に移行するよう努力すること。 【努力要望事項】

(4) 新総合ごみ処理施設について

新総合ごみ処理施設については、平成 27 年度稼働を目標にごみ処理基本計画、施設整備基本計画の策定に向けて取り組んでおり、今後とも調査研究に努力すること。 【努力要望事項】